報告第４１号

修善寺町外３町合併協議会の廃止について

修善寺町外３町合併協議会の廃止について、下記のとおり報告します。

平成１６年3月3日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

修善寺町外３町合併協議会の廃止について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、規約を定め設置した修善寺町外３町合併協議会を、平成 16 年３月 31 日をもって廃止する。